

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

平成27年11月30日現在

1. 商品名	・かぎん教育資金贈与専用口座「孫ん貯め（まごんため）」
2. ご利用いただける方	・祖父母さま等の直系尊属の方から教育資金の贈与を受けられた30歳未満のお客さま
3. 対象となる預金	・普通預金（教育資金管理特約を締結していただきます）
4. 取扱店 ※口座開設に必要な書類等は、次ページをご覧ください。	・口座開設店は本店となります。 ・口座開設時に「教育資金管理特約」を締結していただきます。 ※当行の支店（出張所および代理店は除きます）窓口でもお申しいただけますが、本店へのお取次ぎ扱いとなります。
5. お預け入れ期限	・平成31年3月31日まで
6. 預入（1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入限度額	・窓口で随時お預け入れいただけます（出張所および代理店は除きます）。 ・1預入あたり100万円以上1円単位 ・1,500万円（利息は預入限度額に含みません） ※「（追加）教育資金非課税申告書」をご提出いただきます。
7. 払戻方法	・窓口で随時お引き出しいただけます（出張所および代理店は除きます）。 ・なお、教育資金の支払いを証明する領収書等（原本）を、領収書等に記載の支払年月日の翌年3月15日までに、まとめて窓口にご提出いただきます。
8. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法	・毎日の店頭表示の金利を適用いたします（金利情勢により変動します）。 ・毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日にお支払いいたします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割で計算いたします。 ※預金利息は、非課税抛出額に含まれず、利払い時に所得課税の対象となります。
9. 課税	・利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ・障害者等の少額預金利子の非課税制度の対象となるお客様は、マル優の対象となります。
10. 手数料について	・無料
11. 口座の解約について（教育資金管理特約の終了について）	・下記のいずれかの早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただけます（通常の預金口座として引き続きご利用になることはできません）。 ①預金者（お孫さま等）が30歳になられた場合 ②預金者（お孫さま等）が亡くなられた場合 ③預金残高がゼロとなり、預金者（お孫さま等）と当行で特約終了の合意があった場合
12. その他参考となる事項	・預金保険制度の対象となります。 （1預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息等が保護されます） ・金利については、窓口へご照会ください。

13. 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
---------------------------	--

※口座開設のお手続きに必要なもの

お孫さま等のご本人確認 書類（原本）	保険証、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（顔写真付）等 ※お孫さま等が未成年者の場合は、お孫さま等とご関係が確認できる親権者さまのご本人確認書類もあわせて必要となります（親権者さまにお手続きを代行していただきます）。
お孫さま等のご印鑑	新規に口座を開設いただきますので、登録いただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本または住民票（原本）	祖父母さま等とお孫さま等の関係の確認のため、それぞれのお名前が入った戸籍謄本（または抄本）または住民票をご用意ください。
贈与契約書（原本）	お近くの当行本支店（出張所および代理店は除きます）に用紙をご用意しております。 口座の開設に先立ち、事前に祖父母さま等とお孫さま等との間で締結していただきます。 ※契約書の締結後、贈与契約日より2か月以内に贈与資金を本口座にお預け入れいただく必要がございます。
教育資金非課税申告書	お近くの当行本支店（出張所および代理店は除きます）に用紙をご用意しております。 ※贈与税の非課税措置を受けるための必要書類となります。
贈与資金	贈与資金については、以下の方法等にて予めご確認ください。 ○既に当行にあるお孫さま等の口座に予め入金していただき、預入日に本口座へ振り替えさせていただきます。この場合、お孫さま等が既に当行にお持ちの口座のお通帳とお届けのご印鑑をお持ちください。 ○既に当行にある祖父母さま等の口座に予め入金していただき、預入日に本口座へ振り替えさせていただきます。この場合、祖父母さま等のお通帳とお届けのご印鑑をご用意いただき、祖父母さま等にもご来店いただきます。